

球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、平成 23 年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。

軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。

(3) 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討します。

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

7. 市民公益税制

(1) 基本的な考え方

「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援することとします。

(2) 改革の取組み

① 所得税の税額控除制度の導入

認定NPO法人への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とします。

その際、寄附がチャリティの精神に基づくものであるという点にも

留意しつつ、寄附者と政府が併せて支援するとの考えの下、所得税と個人住民税で合わせて 50%までの税額控除を可能とすることとします。

また、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。いずれも、平成 23 年分から適用します。

なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。

② 認定NPO法人制度の見直し

後述の新認定法に基づく新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、事業収入の多いNPO法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるよう、パブリック・サポート・テスト要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入し、現行の判定方式との選択制とするなど、認定要件の見直しの一部の措置を講ずることとします。

併せて、適切な税制上の事後的是正措置を整備する観点から、認定NPO法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取消しの原因となる事実のあった事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととします。

③ 新認定法に基づく新たな認定制度

「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための環境整備を図るため、新たな法律又は改正特定非営利活動促進法（以下「新認定法」といいます。）により新たな認定制度を整備することとします。このため、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定制度等について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成 24 年 4 月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指します。

新認定法に基づく新たな認定制度が、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる」との考え方の下、次のイのようなものとして整備された場合には、口の税制上の措置を講ずることとします（「市

民公益税制P T報告書」を参照)。

イ 新たな認定制度

- (イ) 地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管します。
- (ロ) 「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の設立初期の活動を支援するため、設立後5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合に、「仮認定」を受けることができる制度を導入します。
- (ハ) 新たな認定制度において本認定を受けた法人(以下「新認定法人」といいます。)について、名称の独占その他必要な支援措置を整備します。
- (ニ) 新認定法人の適正な運営を確保する観点から、適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのではなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設けます。

ロ 新たな認定制度の下での税制措置

- (イ) 新認定法人については、現行と同様の認定基準等が設けられることを前提として、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認めることとします。「仮認定」を受けたNPO法人は、寄附金控除の対象とします。
- (ロ) 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、社会福祉法人等と同等の限度額(所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額)に引き上げる措置を講じます。

④ 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)

地域において活動するNPO法人を支援するため、控除対象寄附金の拡大を行います。

また、「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備します。

さらに、寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額の引下げを行います。

8. 国際課税

(1) 基本的な考え方

国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化する観点から、制度・執行の両面において対応する必要があります。

近年の経済取引や企業活動のグローバル化に対応した国際課税の課題については、今般、税制調査会専門家委員会において「国際課税に関する論点整理」がとりまとめられました。

この「論点整理」は、国際的経済活動を阻害しない形で、税収の適切な確保を目指す必要があるとの視点に立った上で、課題の提起を行っています。具体的には、

- ① 非居住者及び外国法人に対する課税原則について、今般のOECDモデル租税条約の改定を踏まえ、今後、国内法をいわゆる「総合主義」から「帰属主義」³に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備を検討する必要性、
 - ② 国際的な事業再編等を通じた無形資産の移転に係る国際課税のあり方、
 - ③ 国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備や、外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについて検討を進める必要性、
- などについて課題が提起されました。

(2) 今後の改革の方向性

今後、この「論点整理」で提起された点も参考にしつつ、まずは、上記①（帰属主義への見直し）及び③（資料情報収集及び徴収共助の手続整備）の点について具体的な検討を進める必要があります。また、②（無形資産の取扱い）の点については、今後OECDにおいて無形資産の移転に係る国際課税のあり方に関する議論が行われることから、当面は

³ 「総合主義」とは、恒久的施設を国内に有する外国法人等にはすべての国内源泉所得に課税すべきという考え方をいいます。

「帰属主義」とは、恒久的施設に帰属するすべての所得に課税すべきという考え方をいいます。